給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

一括徴収　記入例

8月末で退職する給与所得者の９月以降の
市県民税を事業所で一括して納入する場合。

令和　××年　○○月　△△日提出

（特別徴収義務者）給与支払者

所在地	〒 012 —3456 ○○県○○市△△１－２－３
フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社　○×商事
法人番号又は個人番号	←個人番号は、左端を空欄とし右詰めで記載

年度　１．現年度　２．新年度　３．両年度

特別徴収義務者指定番号	1234567
宛名番号	1234
担当連絡者先 所属	人事課
氏名	島田　花子
電話	0547-12-1234　内線（1234）

← 「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

長期欠勤等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませた上で、給与所得者の一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村へ新勤務先に回送願います。

A欄

フリガナ	シマダ　タロウ
氏名	島田　太郎
生年月日	昭和・平成　50年　1月　1日
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
受給者番号（整理番号）	1234
1月1日現在の住所	静岡県島田市△△３－２－１

事業所において特別徴収した金額を記入してください。

2.一括徴収を選択し、下段C欄を必ず記入してください。

（ア）特別徴収税額（年税額）	異動年月日		異動の事由	
	6月から	9月から	××年	1 右から番号を記入
	8月まで	5月まで	8月	1．退職 2．転勤 3．休職 4．育休 5．長期欠勤 6．死亡 7．その他 事由・理由
140,000円	35,600円	104,400円	31日	2 右から番号を記入

2 右から番号を記入
1．特別徴収継続 →（B欄記入）
2．一括徴収 →（C欄記入）
3．普通徴収（本人納付）（D欄記入）

6月から5月までの合計税額を記入してください。
※年度の途中から特別徴収をしている場合はその月から5月までの合計税額を記入してください。

B欄

（新しい勤務先 特別徴収義務者）

所在地	〒　—
フリガナ	
氏名又は名称	

円を　から

要　２．不要

８月末で退職した給与所得者の残税額を9月分で一括して納入する場合、徴収予定額は次のとおりになります。

（ア）特別徴収税額（年税額）　140,000円（6月から翌年5月分）
（イ）徴収済額　35,600円（6月から８月分）
（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）　104,400円（9月から翌年5月分）

↑
一括徴収する税額

C欄

２．一括徴収の場合

理由 1 右から番号を記入
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
9月20日	104,400円

9 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

※ 12月31日以前の退職者についても、本人同意の下一括徴収が可能です。（退職後国外へ転出される方は、特にご協力
※ １月１日から４月30日までの間に退職等した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられてい

D欄

３．普通徴収の場合

理由 右から番号を記入
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下で
3．死亡による退職であるため

１月から４月以降に異動の場合は、原則一括徴収となります。
※４月末に退職した給与所得者の市県民税を５月分まで通常通り納入する場合、この届出は提出不要です。

＜送付先＞〒427-8501静岡県島田市中央町１番の１
島田市役所　課税課　市民税担当
TEL：0547-36-7140